

6. 正会員の会費と納入について

1. 会費について

(公社) 静岡県栄養士会正会員の平成 30 年度以降の会費及び納入期限は、以下のとおり定められています。

公益社団法人 静岡県栄養士会定款細則

(入会金)

第 5 条 正会員の入会金は 1, 0 0 0 円とする。ただし、本会が必要と認めたときは、総会の決議を経て変更することができる。

(会 費)

第 1 0 条 本会の会費は総会の定めにより次のとおりとし、賛助会員は一口以上とする。

(1) 正会員費 年額 1 6, 0 0 0 円

(2) 賛助会員費 年額一口 3 0, 0 0 0 円

ただし、1 0 月 1 日以降の入会については、当該年度は半額とする。

2 正会員は、翌年度の会費を前年度の 3 月 3 1 日までに納入するものとする。

ただし、新規会員については、入会申し込み時とする。

3 前項の規定にもかかわらず、6 月末までに会費を納入しない場合には、7 月以降の研修会等の通知はしないものとする。

2. 会費の納入方法（下記の A、B、C、D 4 種類から各自選択）

※納入方法を変更する場合は、毎年 1 0 月末日迄に本会へご連絡ください。

A. 郵便局での自動払込み

- 1) 新にご希望の方は、毎年 1 0 月末日迄に事務局までご連絡ください。後日「自動払込利用申込書」をお送りします。必要事項を記載し、1 2 月末日迄に郵便局へ届出（通帳と印鑑が必要）をお願いします。
- 2) 引き落としは毎年 3 月 5 日になっていますので、事前に残金をお確かめください。
- 3) 引き落とし手数料は 2 5 円と他の方法より格安になっています。
- 4) 自動払込の中止は、毎年 1 月末日迄に郵便局と本会へ届出をお願いします。

B. 郵便局の払込取扱票での納入

- 1) 口座番号「0 0 8 7 0 - 9 - 5 7 8 3 2」
加入者名「公益社団法人静岡県栄養士会」
- 2) 払込取扱票の通信欄に、所属の職域事業部名・会員番号を必ず記入してください。

C. 銀行振込み

- 1) 銀行名 「静岡銀行 呉服町支店（店番 1 1 2）」
口座番号 「普通 1 2 8 5 8 3 8」
加入者名 「公益社団法人 静岡県栄養士会」

※勤務先で会費を負担し、銀行振込みをする場合は

施設名等でお振込みの場合、会員番号・氏名が不明ですので、**会員番号・氏名・送金団体名・口座振替日・勤務先名**を、ハガキ又は F A X で事務局までご連絡ください。

D. コンビニエンスストア専用の払込取扱票での納入

- 1) 新にご希望の方は、毎年 1 0 月末日迄に事務局までご連絡ください。
- 2) 1 2 月頃、コンビニエンスストア専用の払込取扱票をお送りします。